

<p>○ 水産動植物の採捕の指示</p> <p>〃</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>〃 会 海区漁業調整委員</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	



平成26年6月11日 岡山県公報 号外

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十六年度第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十六年六月十一日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 奥 野 雄 二

一 禁止する漁業の種類

かにすくい網漁業

二 禁止区域

瀬戸内市牛窓町から玉野市出崎までの岡山県海面

三 禁止期間

七月一日から九月三十日まで

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十六年六月十一日から平成二十九年六月十日まで（三年間）

平成26年6月11日 岡山県公報 号外

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十六年第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十六年六月十一日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 奥 野 雄 二

一 禁止する水産動物の種類

がざみ（わたりがに）。ただし、全甲幅一三センチメートル以下のものに限る。

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

岡山県海面

四 禁止期間

八月一日から九月三十日まで

五 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

六 指示の有効期間

平成二十六年六月十一日から平成二十九年六月十日まで（三年間）